

新町川上部工事 施工検討会

設立趣旨

新町川橋は、徳島県徳島市の新町川河口部に整備予定の国内最大級クラスの橋梁で、橋長 500m、最大支間長 250m の鋼 3 径間連続鋼床版箱桁橋であり、環境の厳しい河口部に架設するため、外面のボルト添接構造を極力無くし、かつ桁重量を低減させ初期コストやメンテナンスコストも抑えるために、溶接による接合を基本として計画されている。

施工に際しては、道路橋の長寿命化に資することを観点に、溶接接合構造かつ長スパン橋であることを踏まえ、工場製作時の留意点及び現場架設時の溶接接合部の品質確保、安全施工に関する事項について事前に把握し、対策を施工に反映することが重要であることから、想定される事項について指導・助言をいただくことを目的に本検討会を設立する。

(案)
新町川橋上部工事施工検討会

設置要綱

(目的)

第1条 徳島河川国道事務所で施工予定の新町川橋は、国内最大級クラスの橋梁であることから、上部工事において、工場製作時の留意点及び現場架設時の溶接接合部の品質確保等の事項について、橋梁の品質確保、長寿命化及び安全施工に資することを観点に、学識経験者及び関係機関からの指導、助言をいただくことを目的とする。

(議事)

第2条 検討会は、次の事項について審議する。

- (1) 桁の製作及び地組（溶接）に係る施工計画
- (2) 現場での桁架設・溶接に係る施工計画
- (3) 品質確保、安全施工に関する事項

(組織)

第3条 検討会は、表1に掲げる委員で構成する。

- 2 検討会に委員長を置く。委員長は●●● ●●●●とする。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー等)

第4条 検討会は、別表2に掲げるオブザーバー、施工者の出席を求めることができる。

- 2 オブザーバー、施工者は、検討会の会議において意見を述べることができる。

(検討会の公開)

第5条 検討会は原則公開とする。(技術的ノウハウに関する部分は非公開とする場合がある)

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年●●月●日から施行する。

表1 新町川橋上部工事 施工検討会（仮称）

委員名簿

所 属	役 職	氏 名
東京都市大学	学 長	三木 千壽
徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教 授	長尾 文明
四国地方整備局	道路情報管理官	秋山 慎吾
〃	道路工事課長	田島 基彦
徳島河川国道事務所	副所長	片岡 浩史
(一社)日本橋梁建設 協会	製作部会	萩原 篤
	架設部会	鵜飼 昌一

表2 新町川橋上部工事 施工検討会（仮称）

オブザーバー

設計者

所 属	役 職	氏 名
セントラルコンサルタント(株)	管理技術者	山本弘和
	設計担当者	篠田 洋

施工者

所 属	役 職	氏 名
川田・横河・MMB 特定建設工事共同企 業体	設計部会	野原 葵
	製作部会	川原 桂史
	架設部会	加納 晋至
		栗山 慎吾